

# NEWS

発行：いややねん！住基ネット市民の会

連絡先：川西市萩原東1-275-3

TEL0727-58-7724 FAX 0727-58-7725

http://www.kitaue.com/~juki/ E-mail: web\_master@kitaue.com

## 7月15日＝第9回弁論の報告

# 兵庫県に対して裁判所が文書提出命令

### < 被告側が即時抗告 >

第9回弁論の直前、7月4日に弁護団より朗報が飛び込んできました。

前回ニュース12号でお知らせしたように、兵庫県が各市町に対して行った調査（住基ネットのセキュリティ体制チェック）について、原告側が文書提出命令を裁判所へ申立て（4月18日）ていましたが、6月30日付で神戸地裁が兵庫県に対して提出命令（次頁）を発していたとの連絡でした。

しかし、期待して当日の弁論に望んだものの、当日、被告側がこの文書提出命令に対して大阪高裁へ即時抗告していたことがわかりました。そのため、高裁の判断待ちということで、次回弁論期日を決めて終了となりました。

なお、予定していた西宮世話人/大月さんの意見陳述は都合により次回へ持ち越しとなりました。

### < 裁判長が文書を見て提出を命令 >

この件については、6月20日に弁護団より意見書が出され、6月22日にインカメラ手続き（\*注）が行われました。裁判官が兵庫県に対して文書を提出させ、非公開で文書を見て、その上で提出命令を出したことになります。

この提出命令が、どの程度裁判の行方を左右するかわかりませんが、少なくとも新しい裁判長は証拠調べをキッチリやろうとする姿勢は見せているように思います。

弁論終了後に行われた報告集会で、制度が導入されて間もないことがあるが、民事訴訟でインカメラ手続きを経て文書提出命令が出されることは、あまり聞かないとの説明が弁護団からありました。また、各市町で文書の公開請求を行おうとの意見も出されました。

### 次回の弁論日程

第十回口頭弁論  
十月七日（金）  
午前十時半から  
神戸地裁（JR神戸）  
第二〇四号法廷

原告・被告とも主張を出し尽くしているため、大阪高裁の判断如何では次回で終結も考えられず。審理は、最終局面に差ししかかっています。是非、大勢の傍聴をお願いします。次回は、世話人の大月さんの意見陳述が行われます。  
毎回口頭弁論終了後、近くの神戸市福祉総合センターで報告集会を開催しています。

### お知らせ

15日に予定していた大月さんの意見陳述は、次回に持ち越しとなりましたが、ホットな話題に触れたものですので、「予定稿」として同封します。

## 6月30日付神戸地裁文書提出命令（抜粋）

事案の概要 / 本件申立にいたる経緯等 / 当事者の主張

以上 - 省略

## 【当裁判所の判断】

## ・証拠調べの必要性について

申立人らは、本件訴訟において、住基ネットにおけるセキュリティ体制が極めて脆弱であって本人確認情報が流出し、自己の人格権が侵害される具体的危険性があると主張しており、セキュリティ体制が極めて脆弱であることは、本件請求原因のひとつである。申立人の上記主張は、主張自体から既に理由がないというわけではないから、セキュリティ体制の脆弱性いかんは、証拠による認定が必要な事項である。

前記2の2（申立の経緯等）の事実を照らせば、本件文書が、被告各市のセキュリティ体制の脆弱性いかんを認定する手がかりとなる証拠であることは明らかであり、本件文書を取り調べる必要性は認められる。

## ・文書提出義務の有無

当裁判所は、民事訴訟法223条6項により、相手方に本件文書の提示を求め、これを閲覧した。その結果に基づいて、次のとおり判断する。

- 中略 -

上記の記載が証拠として提出されると、被告各

市町におけるパスワードに対する管理の意識の高さ（低さ）、バックアップ媒体の管理の意識の高さ（低さ）、それら管理体制の強弱が、ごく概括的にはあるが、明らかになるということができる。

しかしながら、そのことから、パスワードの解読が直ちに容易になるとか、バックアップ媒体の管理場所が明らかになるということは考えられず、不正行為を誘発する危険性は、極めて抽象的なものに過ぎない。

本件非開示部分が明らかになれば、本件文書作成当時の被告各市町のセキュリティに関する意識の高さ、セキュリティ体制の強弱が、すなわち、被告各市のセキュリティに関する対応の優劣が、ある程度まで明らかになるということができる。

しかしながら、住基ネットに対する不正侵入等の不正行為に対するためのセキュリティ体制は、日々これを改善することが可能であるし、その改善の努力は常に継続されるべきであるから、本件文書作成当時の被告各市町のセキュリティに関する対応の優劣が訴訟の場で明らかになったとしても、そのことによって生じる、不正侵入等の不正行為の危険性、ひいては本件条例の目的達成を阻害する危険性は、かなり抽象的なものであって、それほど具体的な危険性があるとまでは考えにくい。

**矛盾した被告(国)側の主張**

被告側は、訴訟の中で、住基ネットの安全性は万全であると主張しています。ところが、各市町の住基ネットの「セキュリティ体制チェックリスト」の提出命令が申立てられると、一転して、その内容が公開されれば、各市町の住基ネットへの不正侵入が試みられる危険があり、県条例によって行なう本人確認情報の提供（徴税・用地取得事務にかかわる）に多大な支障が生じると主張を変えています。いったい、住基ネットは安全なのか不正侵入・情報漏洩の危険があるのか、ここにきて被告側の主張は矛盾をきたしています。被告の言う住基ネットの「安全性」を公開することが、なぜ「公共の利益を害する」のでしょうか？

（\*注）インカメラ手続：民事訴訟法の改正で導入されたもの。裁判官のみにより行われる審理。証拠の提示を巡り対立した場合、文書の所持者にその文書を提示をさせ、裁判官のみで閲覧し、文書提出を拒否する理由の正当性を判断する。アメリカなどでは情報公開を巡ってしばしば行われる。

## 関連ニュース

国立市長の証人尋問 - 速報

住基ネットにメリットなし

自治体現場の実態と国の政策との乖離」を指摘

### 切断しても不都合ない

7月6日、東京地裁民事50部（奥田裁判長）において、国立市長・上原公子（うへはらひろこ）氏の証人尋問がおこなわれました。

上原市長は、国立市が住基ネットを切断するに至った過程を述べ、切断の理由と経過を具体的に証言しました。市長の証言からは、住基ネットでは市民の情報の管理に市が責任をもてないこと、運用の現場から見た情報漏洩の危険、情報漏洩のリスクを補って余りあるメリットが住基ネットにはないこと、切断したことによって何一つ不都合は生じていないこと……等々が明らかになりました。

### 総務省の暴言 = 本音を暴露

切断直前に総務省市町村課・井上源三課長（当時）が国立市を説得するために訪れ、市側が国立市の制定したDV・ストーカー被害者支援策（リンクあり）が住基ネットによって無意味になる点を質したところ、井上課長は「何をそんなに恐れているのか、そもそも4情報は元から誰でも見られるものだ」と言い放ったそうです。この暴言に

接し、上原市長は「現場の苦勞が何一つわかっていない、と愕然とし」切断を決意した、という生なましい事実も証言されました。

### 電子政府・電子自治体政策に警告

上原市長の証言は、自治体行政の現場から見た住基ネットの真実の姿を明快に述べたものとなりました。それゆえ、政官財が一体となって突進する電子政府・電子自治体政策に、重大な警告を發したものともいえます。証人尋問の最後の場面では、「たとえ非効率であったとしても、市民とフェイス・トゥ・フェイスで行うべき仕事が自治体にはある。何でもオンライン申請で済ませるといふわけにはいかない」と、市長は「国のIT政策への警告を込めて」証言しました。

### 全国の裁判で終盤の審理に重大な影響

本証人尋問は、金沢地裁判決ではなお触れていない問題をも浮き彫りにしました。上原氏の尋問が金沢判決と合わせて、残る12地裁・13裁判体の審理に重大な影響を与えることでしょう。東京地裁民事50部は、いよいよ次回9月7日に原告4人の本人尋問をおこない、弁論終結から判決言渡へと向かいます。

[ 住基ネット差し止めを訴訟を支援する会 ]  
のホームページより

住基ネットで2つの判決 『プライバシー』揺れる  
司法

東京新聞 05年6月1日

住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）からの離脱を求める住民訴訟で、名古屋地裁は31日、原告の請求を棄却し、前日の金沢地裁とは異なる判断を示した。住基ネットは国の主導で、3年近く前に導入された。市民の利便性向上と行政事務の効率化が狙いだが、プライバシーが侵害されるのではないかという不信感が強く、各地で住民訴訟が起こされる一方、ほとんど浸透していない。2つの判決をもとに問題点を探った。

金沢、名古屋訴訟の両地裁が示した判断は、プライバシー侵害の危険性など重要な論点で真っ向から対立。住基ネットをめぐる司法の“揺れ”が浮かび上がった。

金沢地裁判決は「住民票コードを使った名寄せで住民が行政機関の前で丸裸にされる。プライバシー侵害は相当に深刻だ」と危険性を厳しく指摘した。これに対し、名古屋地裁判決は「住基ネットが目的外に使用されたり、プライバシー侵害を容易に引き起こす危険なシステムとは認められない」と逆に判断、根本的な認識の違いが際立った。

また、プライバシーと利便性の関係をめぐっても、判断は割れた。金沢判決は「どちらを優先させるかは個人の意思で決定すべきだ」とし、離脱を求めている原告らまで強制的に参加させるのは「憲法違反になる」と、限定的ながら違憲判断まで踏み込んだ。一方、名古屋判決は「事務効率の向上などに資する」と住基ネットの高い必要性を認める一方、本人確認情報（氏名、住所など）の秘匿性は低いと指摘。「ネットの必要性を考えれば、情報のみだりな収集・開示が行われているとはいえない」と違法性を否定した。

金沢判決が「プライバシー権に含まれる」とした自己情報コントロール権に関しては名古屋判決は判断を避けている。

名古屋弁護団の花田啓一団長は「判決は被告側の主張をそのまま受け入れただけ。金沢に比べ浅薄だ」と批判。森下文雄弁護士は「名古屋判決はネットの技術的な問題にも触れていない。そもそも裁判官は、巨大なコンピューターネットワークや、その危うさへの十分な理解を欠いたまま被告側の主張に依拠したのではないか」と不信感をあらわにした。

相次ぐ住民訴訟 めぐえぬ不信感  
住民にとって利便性の向上か、個人情報の危機

か。住基ネットは、そうした功罪をめぐる議論がかみ合わぬまま、2002年8月に稼働した。「全員参加」という選択肢しか示されない住基ネットの制度そのものへの不信感が、住民訴訟の背景にはある。訴訟は判決の出た金沢、名古屋を含めて13地裁で約450人が起こした。

訴訟などを通じて住民側が主張するのは、ネットがはらむ情報漏えいの危うさだけでなく、住基ネットを基盤にして「自らの個人情報はどう使われているのか分からない」という不透明感だ。金沢判決では、こうした本人確認情報の「自己情報コントロール権」や、名寄せの危険性を認めている。

国側は住基ネットについて、公的な身分証明になるICカードの発行や住民票の広域交付など利便性の向上、行政事務の効率化といったメリットを強調してきた。だが、浸透度を測る尺度の一つであるカード交付枚数は全国で約54万枚、住基人口に占める割合は0.43%（3月末現在）にとどまっている。しかも、「公開情報」とされてきた住民の4情報についても、住基台帳の閲覧制度の見直しを求める機運が高まっている。

進化する情報管理の在り方とプライバシーの両立という命題への対応が今、問われている。

集会のお知らせ

反住基ネット **サマーセッション** in 関西 2005

日時 8月27日(土) 12時半開場 8月28日(日) 9:00~16:00

会場 吹田市民会館 (JR京都線/阪急千里線/吹田駅徒歩5分)

吹田市出口町 JR北側 アサヒビール吹田工場向い 両日参加3千円 1日のみ2千円

プログラム 8月27日(土)

- 13:00~13:45 特別報告 稼働3年 住基ネット 黒田 充 さん(自治体情報政策研究所)
- 13:45~16:00 セッション 住基ネット対抗運動 報告と討論 中田作成さんも報告(予定)
- 16:15~17:00 記念講演 韓国における住民管理制度と市民の闘い ユン・ヒョンシさん
- 17:30~1:00 特別報告 国勢調査2005 / 住民票大量閲覧 全国の実態と政府の検討経過

8月28日(日)

- 9:00~10:30 記念講演 IT社会と自治体 講師 藤木一男さん 作新学院大学人間文化学部助教授
- 10:45~12:15 セッション 電子政府・電子自治体の現在と未来
- 13:15~16:00 セッション 安全と監視 - 監視社会 セッション 安全と監視 - 人権と治安